

一般社団法人公務員研修協会 入退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人公務員研修協会（以下「当法人」という。）の定款第6条の規定に基づき、当法人への入退会に関する手続きを定めることを目的とする。

(入会の手続き)

第2条 当法人の会員になろうとする者は、当法人の定款及び規約に同意した上で、この規程に定める事項について入会申込書等を作成し、これを代表理事に提出しなければならない。

(入会の許可)

第3条 第2条による入会の申し込みを受けた代表理事は、入会を希望する者が定款及び会員規約に定める事項に反しないと認めるときは、すみやかにその入会を認めなければならない。

(資格の取得)

第4条 代表理事より会員として入会を認められた者は、会員規約に従い、入会金及び会費を納付しなければならない。入会金及び会費の納付の確認により入会申込日をもって会員たる資格を取得する。

(退会)

第5条 会員は、定款第8条に定める手続きに従い、退会することができる。

2 退会しようとする会員は、退会の30日前までに、この規程に定める事項について退会届出書等を作成し、これを代表理事に提出しなければならない。

3 会員が死亡したときは、当法人から退会したものとみなす。この場合は、前項の退会届出書の提出は不要とする。

(除名)

第6条 会員は、定款9条に定める手続きに従い、除名されることがある。

(資格の喪失)

第7条 代表理事の通知によって会員たる資格を喪失する。

(権利及び義務)

第8条 退会又は除名により会員たる資格を喪失した者は、会員たる資格に基づき当法人より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、社員総会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、令和5年6月5日から施行する。

入会申込書

年 月 日

一般社団法人公務員研修協会 代表理事 高嶋 直人 様

貴協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

| | |
|------------|-------------|
| 会員種別 | 一般会員 ・ 賛助会員 |
| ふりがな | |
| 氏名 (団体) | |
| 生年月日 (設立日) | (西暦) 年 月 日 |
| 所属 (勤務先) | |
| 自宅住所 (所在地) | 〒 |
| 電話番号 | (担当者:) |
| メールアドレス | |
| 特記事項 | |

私は、一般社団法人公務員研修協会の会員としての資格を取得するにあたり、下記事項を表明し、かつ遵守することを誓約いたします。なお、下記事項に抵触する行為があった場合には、いかなる処置をとられても異議申し立ていたしません。

- 1 貴協会が定めた定款及び会員規約並びに各種規程を遵守し、秩序を乱す等の行為は一切しないこと
- 2 入会申込書の記載事項に関しては虚偽の記入がないこと
- 3 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その関係者又はその他の反社会的勢力ではないこと
- 4 審査の結果、入会資格の承認が得られなかった場合、その理由を一切問わないこと

退会届出書

年 月 日

一般社団法人公務員研修協会 代表理事 高嶋 直人 様

貴協会を退会したく届け出いたします。

| | |
|------------|------------|
| ふりがな | |
| 氏名 (団体名) | |
| 生年月日 (設立日) | (西暦) 年 月 日 |
| 電話番号 | (担当者:) |
| メールアドレス | |
| 退会理由 | |
| 特記事項 | |

私は、一般社団法人公務員研修協会の会員としての資格を喪失するにあたり、下記事項について同意します。

- 1 既納の入会金、会費その他の拠出金品の返還を請求しないこと
- 2 滞納している会費その他の債務等については一括納付すること
- 3 法人に対して負担する債務は、会員資格喪失後も、その債務が履行されるまで消滅しないこと
- 4 規約第13条に定める会員としての権利を失うこと